

議長／皆さんおはようございます。

休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

それでは、総務、福祉文教、産業建設の各常任委員会へ付託いたしておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程に従いまして、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1.第47号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例から、日程第4.第53号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更についてまでを一括議題といたします。

以上の4議案は、総務常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務常任委員長の報告を求めます。

初めに、第47号議案に対する報告を求めます。

山口等総務常任委員長

山口等総務常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第47号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、本年10月1日から施行されます消費税率8%から10%への引き上げに伴うもので、増税分を市の使用料、手数料に転嫁するものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

(「なし」の声)

質疑をとどめます。

次に、第49号議案に対する報告を求めます。

山口等総務常任委員長

山口等総務常任委員長／本委員会に付託されました第49号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律が5月15日に施行されたことに伴い、投票所経費等の基準額を改定するものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑をとどめます。

次に、第51号議案に対する報告を求めます。

山口等総務常任委員長

山口等総務常任委員長／本委員会に付託されました第51号議案 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、杵藤地区広域市町村圏組合事務局が旧北方支所へ移設することにより、住所変更によるもので、構成市町議会に諮られるものであるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑をとどめます。

次に、第53号議案に対する報告を求めます。

山口等総務常任委員長

山口等総務常任委員長／本委員会に付託されました第53号議案 佐賀県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合規約の変更について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、佐賀県市町総合事務組合を組織する構成団体のうち、西佐賀水道企業団が解散し同組合を脱退することに伴い、同組合規約を変更するものであると説明を受けました。
審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。
質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑をとどめます。
これより討論、採決を行います。
討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。
まず、第 47 号議案に対する討論を求めます。
討論ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／第 47 号議案 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律等の施行等に伴う関係条例の整備に関する条例に反対の討論を申し上げます。
施行日が令和元年 10 月 1 日となっています。
8 %を 10%に、消費税の税率アップに反対します。
この条例は、市民の文化教育スポーツ施設使用料、公民館使用料、文化会館等ホール施設、そして、体育館、スポーツ施設等にかかる消費税 10%の分であります。
さらなる税率アップは、社会保障の安定財源の確保につながっていないと言わざるを得ません。
以上、反対を申し上げ、討論といたします。

議長／討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。
これより第 47 号議案を採決いたします。

本案は起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第 47 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 49 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 49 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 49 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 51 号議案に対する討論を求めます。

14 番 宮本議員

宮本議員／おはようございます。

51 号議案に反対の討論をいたします。

今回は手続に同意しかねるという意思に基づくものです。

本来、所在地の移転を正式に決定するには、新たな所在地の賃貸または売買などの契約にあたっては、重要事項である所在地、物件の面積、価格、賃貸の場合には期限、管理など明示した書面の形の契約書を取り交わして、必要に応じては印紙税に基づき、印紙を添付するなど公式にも正式な契約を交わされるべきで、今もってその手続はされていません。

よって、正式な所在地の変更に同意するには、市民の意識とはかけ離れているとの観点から、51号議案に対しての反対の理由といたしまして、反対の討論といたします。

議長／静かに。

3番 猪村議員

静かに。

猪村議員／第51号議案 杵藤地区広域市町村圏組合規約の変更について、賛成の立場で申し上げます。

るる御意見を頂戴いたしましたけれども、そもそも今議会に提出されました第51号議案は、杵藤地区広域市町村圏組合事務所の地番変更に伴う規約改正の議決を求める議案でございます。

なお、杵藤地区広域市町村圏組合運営等につきましては、武雄市議会を代表し、川原議員、吉川議員兩名が、そして執行部より市長、副市長も代表議員として出席され、慎重審議を重ねていただいておりますことは御承知のことと存じます。

繰り返しになり大変恐縮ではございますが、今議案は杵藤地区広域市町村圏組合の移転に伴う地番変更の規約改正を旨とした議案でございますので、議員各位におかれましては論点のずれが生じることなく御判断いただきたいと存じます。

どうか、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより第51号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数であります。

よって、第51号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第53号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第 53 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第 53 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5. 第 46 号議案 武雄市森林環境譲与税基金条例から日程第 8. 第 52 号議案 佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び同企業団規約の変更についてまでを一括議題といたします。

以上の 4 議案は、産業建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、産業建設常任委員長から報告を求めます。

初めに、第 46 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／おはようございます。

本委員会に付託されました第 46 号議案 武雄市森林環境譲与税基金条例について審査の経過と結果を申し上げます。

今年 4 月 1 日から施行されました「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」を受け、今年度から地方譲与税として「森林環境譲与税」が交付されることに伴い、同法に規定される「森林の整備及びその促進に関する施策」に充当するため、基金を設置するものと説明がありました。

委員からは、「金額の算定根拠に関する質問」などがあり、執行部からは、「人口、林業就業者数、私有人工林の面積などで算定される」との回答がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑をとどめます。

次に、第 48 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 48 号議案 武雄市水道事業の広域化に伴う関係条例の整備に関する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

来年 4 月からの水道事業の広域化に伴い、関係条例を整備するものでした。

まず、第 1 条と第 2 条の、2 つの条例については、水道事業に関する部分の削除と、それに伴う字句の整理であり、第 3 条の「武雄市水道事業給水条例の廃止」は、統合に伴い条例自体を廃止するものでした。

施行日は、いずれも令和 2 年 4 月 1 日と説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑をとどめます。

次に、第 50 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 50 号議案 武雄市営住宅設置条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、現在「仮称市営志久住宅建設」の事業を行う上で、名称及び位置の確定について改正されるものでした。

別表第 1 の「高野住宅」と「小原住宅」の欄については、名称を「志久住宅」とし、位置を定め、改めるものでした。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑をとどめます。

次に、第 52 号議案に対する報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／第 52 号議案 佐賀西部広域水道企業団を組織する地方公共団体の数の増減、共同処理する事務の変更及び同企業団規約の変更について、審査の経過と結果を申し上げます。

本議案は、地方自治法第 290 条の規定により、構成団体の議会の議決を要するものでした。

「西佐賀水道企業団」が「佐賀西部広域水道企業団」から脱退し、「佐賀市」が「佐賀西部広域水道企業団」に加入することや、「共同処理する事務」に新たに「水道事業」が追加されることに伴う変更でした。

施行日は、令和 2 年 4 月 1 日と説明がありました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 46 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 46 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第 46 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 48 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第 48 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声）

御異議なしと認めます。

よって、第 48 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 50 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

（「賛成」の声）

討論をとどめます。

これより第 50 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 50 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 52 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

(「賛成」の声)

討論をとどめます。

これより第 52 号議案を採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、第 52 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9. 第 54 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算(第 2 回)を議題といたします。

本案は、各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に、総務常任委員長に、その審査の経過並びに結果について報告を求めます。

山口等総務常任委員長

山口等総務常任委員長／本委員会に分割付託されました第 54 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算(第 2 回)について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものは、1 款 1 項 1 目議会費 380 万 9,000 円の増額については、電子会議システムの導入により、データ化した多くの資料を容易に携帯でき、議員活動の充実や情報共有の迅速化が見込まれるとの説明を受けました。

10 款 6 項 2 目 15 節の工事請負費の「山内中央公園テニスコート改修工事」については、人工芝の修繕が必要となり、利用者に、より安全な環境を提供するためのものであるとの説明を受けました。

歳入の主なものは、19 款 2 項 2 目の「公共施設整備基金繰入金」2,000 万円のうち、1,000 万円と 21 款 4 項 3 目「スポーツ振興くじ助成金」が山内中央公園テニスコート改修工事に充てられるとの説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑をとどめます。

次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

上田福祉文教常任委員長

上田福祉文教常任委員長／おはようございます。

本委員会に分割付託されました第 54 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）の、審査の経過と結果を申し上げます。

3 款 2 項 2 目介護保険地域支援事業費では、認知症及び介護の普及啓発を目的とした指定寄付金 550 万円を財源として、「ペコロスの母に会いに行く」の舞台公演の開催にかかる費用と、認知症高齢者宅への訪問用車両の購入費用が計上されております。

3 款 3 項 1 目児童福祉総務費では、10 月からの幼児教育無償化への事前準備経費の対応として、臨時職員賃金、消耗品費、印刷費等あわせて 154 万 2,000 円が計上されておりました。財源としては、県補助金 340 万 6,000 円を受け入れ、人件費等にも充当するとのことでありました。

委員からは、幼児教育無償化の取り組み自体に反対ではないが、財源の前提が消費税 10%への 10 月からの引き上げということが認められないので、この制度は先送りするべきだという意見が出されたところでございます。

審査の結果、本議案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑をとどめます。

次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

石橋産業建設常任委員長

石橋産業建設常任委員長／本委員会に分割付託されました第 54 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）について、審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものとして、7 款 1 項 2 目商工振興費では、消費増税に伴う影響の緩和、地域の消費を喚起下支えするための低所得者・子育て世帯主向け「プレミアム付商品券発行事業」に要する経費、総額 2 億 9,549 万 6,000 円があり、対象者は「令和元年度住民税非課税者」、「平成 28 年 4 月 2 日から令和元年 9 月 30 日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主」とのことでした。

販売期間は 10 月 1 日から来年 2 月末日までで、商品券の使用期間は、来年 3 月 31 日までを予定しているとの説明がありました。

歳入では、各事業に要する経費に対する国、県からの補助金や分担金などが計上されていました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

議長／委員長報告に対する質疑を開始いたします。

質疑ございませんか。

(なしの声)

質疑をとどめます。

ここで、第 54 号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより、討論、採決を行います。

第 54 号議案に対する討論を求めます。

討論ございませんか。

20 番 江原議員

江原議員／第 54 号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）に反対討論を申し上げます。

先ほど委員長報告にありましたように、3款2項1目児童福祉総務費の154万2,000円の支出に反対であります。

歳入は、国、県の国庫補助金、県補助金です。

目的が幼児教育、保育の無償化のための事務費との説明でしたが、この制度の導入には賛成ですけれども、その財源が消費税の税率アップ、増税を充てていることについて反対であります。

財源を消費税増税に頼ったら、所得の少ない方には負担増だけにしかありません。

この事務費は先送りするべきと申し上げ、反対討論にかえます。

以上です。

議長／2番 豊村議員

豊村議員／第54号議案 令和元年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について、賛成の立場で討論いたします。

先ほど、江原議員より反対の意見がありましたが、本補正予算における児童福祉総務費は、本年10月から一部前倒しで実施される幼児教育無償化について、導入に必要な事務及びシステム改修等に要する経費が計上されており、予算としては、子ども・子育て支援事業費補助金が交付されるものであって、消費税増税分がこの補正予算の財源となるものではありません。また、幼児教育無償化については、人生100年時代というなかで、国として、人づくり、人材への投資を重要な点として取り組まれるもので、その財源としては、年々増加する社会保障費の中で財源を確保するため、社会保障制度改革推進法第2条第1項4号に伴い、全世代型で子育て世帯を応援するためのものです。

武雄市としては、今後、国の制度設計に伴い、取り組まれるものです。

以上のことから、54号議案について賛成をいたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

議長／討論をとどめます。

これより第54号議案を採決いたします。

本案は、起立により採決を行います。

本案に対する各所管の委員長報告は、原案可決であります。

お諮りいたします。

本案は、各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数であります。

よって、第 54 号議案は、各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 10. 閉会中継続調査申出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。お諮りいたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件については、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、令和元年 6 月、武雄市議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。